

【所有権解除(譲渡証発行)手続きについて】

2025.7

依頼方法

※車検証の所有者が「秋田日産自動車株式会社」であることをご確認ください

①必要書類(下記参照)を、弊社宛にFAXしてください。

②残債確認後、譲渡書類を発行します。

発行種類、受け渡し方法を選択してください。

**2025.7.1より軽自動車の「流通確認業務サービス」開始に伴い、譲渡書類は発行せず
「所有者変更承諾通知書」をFAX送信(希望があれば郵送)となります。**

※書類の発行には、数日お時間を頂いておりますが、お急ぎの場合は直接ご連絡をください。

必要書類

(1)所有権解除(譲渡証発行)依頼書

(使用者様より自署していただきますが、本人自署の委任状があれば省略可)

(2)車検証コピー (薄めにコピーして下さい)

電子化された車検証の場合は「自動車検査証記録事項」のコピー

(3)使用者様の免許証又は印鑑証明 (法人の場合は印鑑証明) のコピー。

※車検証と住所や姓が異なる場合は、繋がりの確認が取れる書類もご準備ください。

例)住民票、免許証の裏面、納税通知の送付先住所、戸籍謄抄本、など

(4)クレジット完済証明がある場合は、完済証明のコピー。

※自動車税納税証明書は不要です (軽自動車、登録車共に)

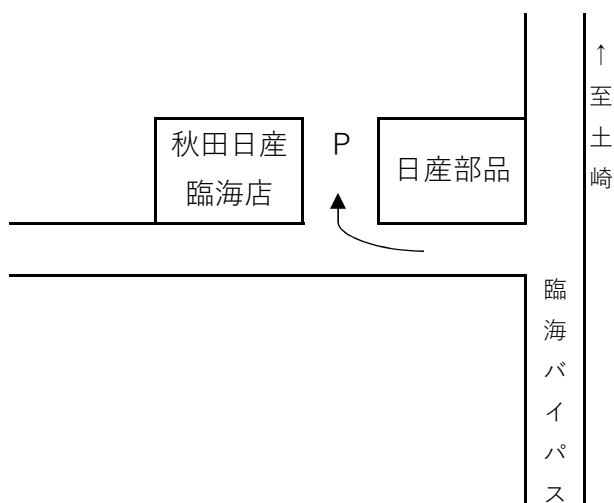
書類送付・受取先

〒011-0908

秋田県秋田市寺内大小路207-38

秋田日産自動車株式会社 店舗支援室

(秋田日産臨海店2F)



お問い合わせ先

TEL 018-880-5873

FAX 018-846-1054

年 月 日

秋田日産自動車株式会社 行き

FAX.018-846-1054

所有権解除(譲渡証発行)依頼書

私は、貴社が所有権留保する車両を所有権解除(移転登録・移転抹消を含む)したく、以下のとおり残債照会依頼いたしますので、ご回答をお願いいたします。

● 添付書類 ☐ 車検証 ☐ その他() ※納税証明は不要です

☐ 残債が無い場合、速やかに譲渡書類の発行をお願いします

発行種類(登録車のみ) ☐ 秋田県内用 ☐ 秋田県外用

受け渡し方法 ☐ 秋田日産本社事務所にて受け取り ☐ 着払い宅配便にて送付

(登録車のみ選択) ☐ 秋田日産店舗で受け取り() 店 ☐ その他()

※軽自動車は所有者変更承諾通知書をFAXいたします

☐ 残債有無の確認のみお願いします

署名は必ずお客様の自筆でご記入下さい(本人自署の委任状がある場合は省略可)						
車 検 証 の 使 用 者	フリガナ			住 所		
	氏 名 称					
	生年月日	大・昭・平	年 月 日	電話番号	()	
依 頼 者 および 書類送付先		この場所に運転免許証を置いて、本紙をコピーして下さい。 運転免許証を添付できない場合、本人確認ができる書類(健康保険証・印鑑証明書)を、法人の場合は印鑑証明を添付してください。				
担 当 者						
電話番号					()	
FAX番号					()	
車両情報	メーカー		登 録 番 号			
	通 称 名		車 台 番 号			

残債回答書

上記ご依頼に基づき、下記の通りご回答申し上げます。

年 月 日現在

残 債 権	有 無	
債 権 種 類	サービス ・ 車輛代 ・ その他	
備考・不備		

☐ 書類の準備ができております

☐ 残債有無の回答です

☐ 書類を発送いたしました